

休日等保育のご案内

休日等（日曜日、祝日及び年末）においても保育園が利用できます。

保育園は、保護者の就労等のため、家庭で保育できない児童を保育する施設です。通常は平日（土曜日を含みます）の利用しかできませんが、次の要件をいずれも満たす児童は休日等に保育園を利用することができます。

利用条件

- 茅ヶ崎市内の認可保育所等に在園していること（市外在住者の方も含みます）。
- 休日等において保護者の就労等により保育の必要性があること。
- 休日等保育の利用月において満6ヶ月以上の就学前児童であること。
- 健康で集団生活ができること。
- 慣らし保育が終了していること。

- 利用できる保育園（※別添の案内図を参照してください）

（1）施設名：茅ヶ崎市立 鶴が台保育園

住 所：茅ヶ崎市鶴が台10番8号 （電話 0467-51-0782）

定 員：10名程度

※申込状況により鶴が台保育園の定員を満たした場合は、（2）の保育園も開所する場合があります。

（2）施設名：茅ヶ崎市立 浜見平保育園

住 所：茅ヶ崎市浜見平11番1号 （電話 0467-83-1011）

定 員：10名程度

- 利用できる休日等

日曜日・祝日・年末（12月29日・12月30日）

- 利用時間

午前7時から午後7時まで

- 昼 食

各自、弁当及び水筒※を持参してください。

※保育中不足のないよう十分な水分量をお願いします。

夏期は特に消費量が多いので多めに持参するよう心がけてください。

ミルクの場合は哺乳瓶と粉ミルクをご持参ください。哺乳瓶はミルクの回数分ご用意ください。

- 保護者負担額

児童 一人につき日額3,500円

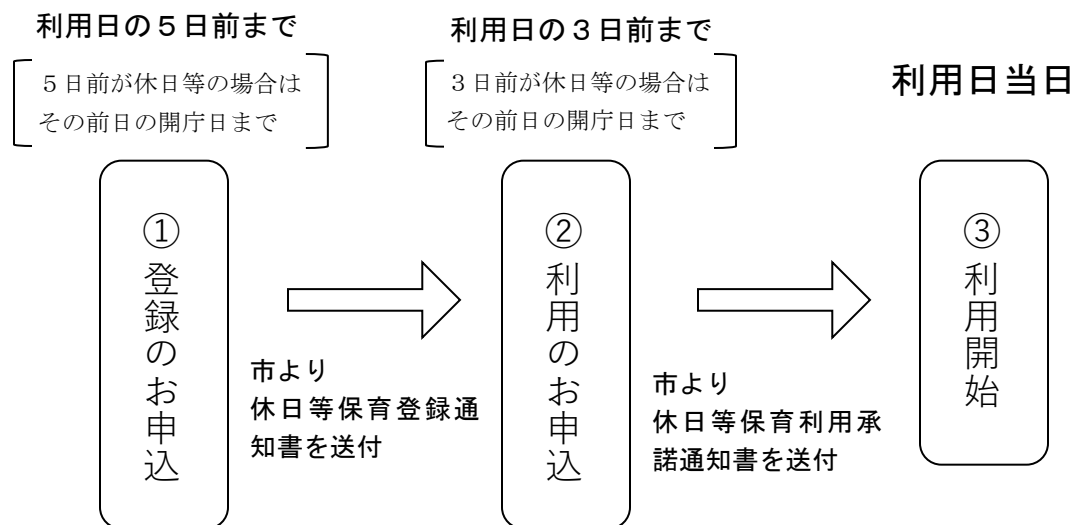
保護者負担金は利用日当日に直接、実施園で納めてください。

□ 定員

計20名（各施設10名）

□ 利用方法

休日等保育を利用される場合は、事前に登録申込みを行っていただく必要があります。事前に登録されていないと利用できませんのでご了承ください。登録申込みから利用までの流れは次のとおりです。



① 登録のお申込み（※年度ごとに登録していただきます）

- 1 申込締切：利用日の5日前（5日前が休日等の場合はその前日の開庁日まで）
- 2 提出場所：茅ヶ崎市役所 保育課窓口
- 3 提出書類
(ア) 休日等保育登録申込書
(イ) 休日等保育登録児童カード
(ウ) 休日等就労証明書
(エ) その他市長が必要と認める書類（該当者のみ）

（※1）提出書類は、保育課の窓口にて配布。または市ホームページからダウンロードできます。

（※2）休日等保育の登録後に登録内容の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

（※3）勤務先の変更があった場合などには、休日就労証明書の再提出が必要です。

（※4）年末保育をご利用いただく場合、休日等就労証明書の再提出を求める場合があります。

② 利用のお申込み

- 1 申込締切：利用日の3日前（3日前が休日等の場合はその前日の市役所開庁日まで）
- 2 提出場所：茅ヶ崎市役所 保育課窓口
- 3 提出書類：休日等保育利用申込書
- 4 提出方法：保育課窓口に持参、郵送またはFAX

（申込の受付時間）国民の祝日を除いた月～金曜日 8時30分から17時15分まで

（FAX送信先）茅ヶ崎市こども育成部保育課認定給付担当

FAX 0467（82）1435

電話 0467（81）7172

- (※1) 休日等保育利用申込書は、保育課の窓口にて配布。または市ホームページからダウンロードできます。
- (※2) 利用申込みは、定員に達するまで申込順に受け付けます。休日等勤務が確かでない場合の申込みは、ほかの利用希望者に影響がありますのでご遠慮ください。
- (※3) FAXでお申し込みされた方につきましては、FAX送信後、保育課へご連絡ください。
- (※4) 郵送の場合、利用日の3日前必着となります。また送付1～2日後に保育課へ確認のご連絡をお願いします。

③ 利用開始

[利用にあたっての保護者の方へお願い]

- ・ 予めお届けいただいた緊急連絡先が変更になった場合は、必ずお知らせください。
- ・ 申し込んだ時間は厳守してください。遅れる場合や、お迎えの方が変更になる場合は、実施園に必ず連絡してください。
- ・ 急遽利用がなくなった場合は、午前8時30分までに実施保育園にご連絡ください。
- ・ 初回利用の際は利用開始時間の15分前までにお越しいただき児童の様子をお伝えください。

[病気について]

- ・ 発熱・下痢…保育園において下痢が続いたり、発熱したとき、または食欲・機嫌などの状態が悪いときは、ご連絡しますので、お迎えに来てください。
- ・ 薬はお預かりできません。
- ・ みずぼうそう、はしか、耳下腺炎、結膜炎などの伝染性の病気（感染症）のときは、利用できません。

[持ち物]

- ・ 休日等保育利用承諾書
(FAXでお申込された方は「休日保育利用申込書」の原本)
 - ・ 保護者負担金(児童一人につき日額3,500円)
※おつりが無いようにご用意ください。
 - ・ お弁当(はし、フォーク等)
 - ・ 水筒(ストロー式でないもの)※保育中不足のないよう十分な水分量をお願いします。
※ミルクの場合は哺乳瓶と粉ミルクをご持参ください。哺乳瓶はミルクの回数分ご用意ください。
 - ・ 帽子
 - ・ 手拭タオル(ひも付き)2枚
 - ・ 布団一式
(園の布団をレンタルする場合は、事前に申し出てください。その際は、バスタオル2枚をお持ちください。)
 - ・ ビニール袋2枚
 - ・ 着替え一式(Tシャツ、ズボン、シャツ、パンツ)2～3組
 - ・ コップ
 - ・ 上履き
 - ・ バッグ(上記のものを入れる)
- ※ 必要な方は、紙パンツ、おしりふき、ポケットティッシュを用意してください。
※ 持ち物すべてにフルネーム(ひらがな)を書いてください。
※ 使用済みの紙パンツは園で処分します。

[保育園の一日]

7時00分 休日等保育開園
順次登園

[登園時]

- ・登園前に必ずお子様の体温を測ってください。
- ・「休日等保育利用承諾通知書」を提示し、「保護者負担金」を納め、連絡表に必要事項を記入し、保育士にお子様を預けてください。

9時45分 遊び（室内・外など）
11時40分 食事
13時00分 昼寝
15時00分 目覚め おやつ
遊び
順次降園

[降園時]

- ・荷物（着替えなど）を忘れずにお持ち帰りください。
- ・連絡表をご覧ください。

19時00分 休日等保育終了

[災害について]

次の場合は原則臨時休園になりますので、登園前の場合は安全な場所での待機をお願いします。

- 特別警報（数十年に一度の大震災が起これと予想）が発表された場合
- 震度5弱以上の地震が発生し、施設等に被害が確認される場合
- 風水害で休日保育実施園の地域に警戒レベル3（高齢者等〈子どもを含む〉避難開始）以上が発令された場合

(災害が発生したら)

- ・災害が起きた場合は身の安全を優先した上で、できるだけ早くお迎えに来てください。
- ・引き渡しの際には、保育士の確認を受けてください。
- ・最寄りの災害時避難場所及び広域避難場所などを事前にご確認ください。

[その他]

- ・ 休日等保育を利用することにより、お子さまが保護者の方と過ごせる日がなくなってしまうおそれがあります。休日等保育を利用した場合は、お子さまのストレスとならないよう可能な限りご家庭で保育する時間を設けていただくようお願いいたします。
- ・ 日曜日に休日等保育を利用する場合は、児童の休日等（月曜日から土曜日までの間でお子さまが保護者の方と過ごす日）を設けていただくことを推奨しております。
- ・ 年度の途中で休日等保育の利用をやめる場合は、「休日等保育登録抹消届」を提出してください。
- ・ 偽りの申込みにより利用の承諾を受けたとき、または対象児童となる要件に該当しなかったときは、休日等保育の登録を取消します。

茅ヶ崎市立鶴が台保育園案内図

災害時避難場所(地震により建物の使用ができないとき)

茅ヶ崎市立 鶴が台小学校

広域避難場所(火災による延焼の危険がある場合の避難場所)

スリーハンドレッドクラブ



[交通機関] JR茅ヶ崎駅から バス 鶴が台団地行 鶴が台名店街入口下車徒歩3分



茅ヶ崎市立浜見平保育園案内図

災害時避難場所(地震により建物の使用ができないとき)

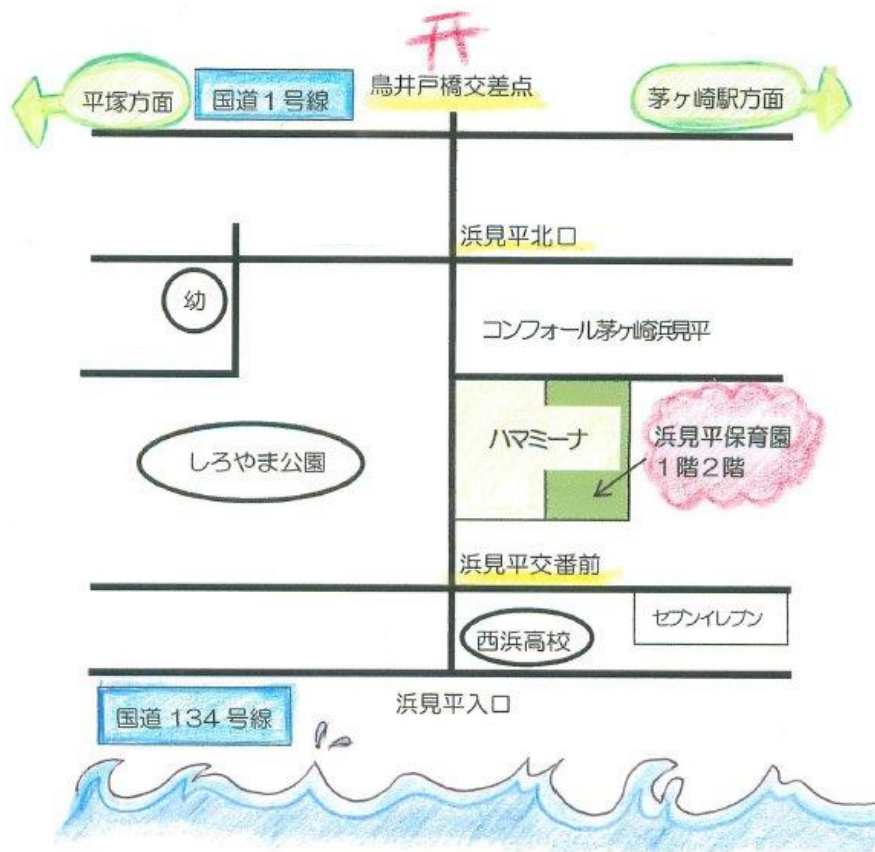
茅ヶ崎市立 柳島小学校

広域避難場所(火災による延焼の危険がある場合の避難場所)

神奈川県立 茅ヶ崎西浜高等学校



[交通機関] JR茅ヶ崎駅から バス 浜見平団地行 団地中央下車 徒歩1分 団地グラウンド前



[問い合わせ先]

茅ヶ崎市こども育成部保育課認定給付担当

電話 0467(81)7172

FAX 0467(82)1435